



厚生労働省
神奈川県労働局発表
平成26年2月27日

労働基準部監督課
監督課長 池内 伸好
主任監察監督官 古屋 強
電話 045-211-7351(直通)

平成25年における司法処分状況について

～47件の労働基準法・労働安全衛生法等違反被疑事件を送検～

神奈川県労働局（局長 久保村日出男）は、平成25年（1月～12月）の司法処分の状況（神奈川県労働局及び管下12の労働基準監督署が労働基準法、労働安全衛生法等の違反被疑事件として検察庁へ送検したもの）を以下のとおり取りまとめた。

○送検件数	47件（前年比	+2件	+4.4%）
○法令別件数			
労働基準法等違反	19件（前年比	-1件	-5.0%）
労働安全衛生法違反	28件（前年比	+3件	+12.0%）

労働基準監督機関では、労働基準法、労働安全衛生法等の法令に基づき、事業場に対して、賃金の支払等一般労働条件の履行確保並びに労働者の安全及び健康を確保するための行政指導を行っているが、重大・悪質な労働基準関係法令違反に対しては、司法警察権限を行使して捜査を行い、刑事事件として地方検察庁に送検している。

※ 労働基準法第百二条 労働基準監督官は、この法律違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察官の職務を行う（最低賃金法、労働安全衛生法等にも同旨の規定がある。）。

1 概要

(1) 送検件数【表1参照】

平成25年の送検件数は47件で、前年の45件から2件(4.4%)増加した。

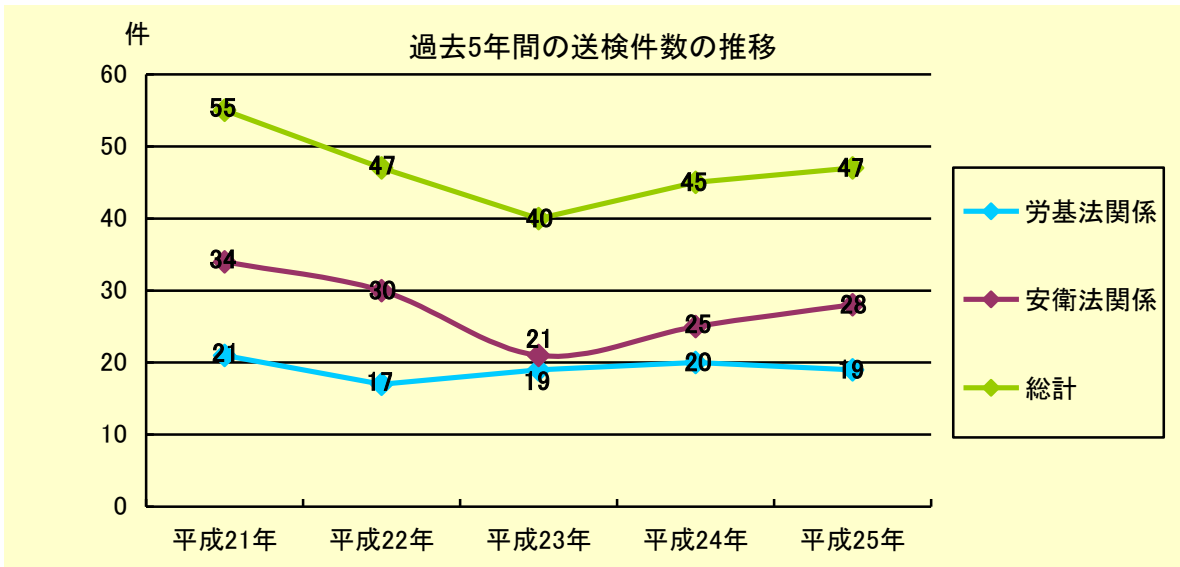
(2) 法令別送検件数【表1参照】

平成25年の法令別の送検件数は、労働基準法等19件、労働安全衛生法28件となっている。

労働基準法等違反被疑事件の内容は、「賃金不払」16件、「割増賃金」、「年次有給休暇」及び「年少者の危険有害業務の就業制限」が各1件、労働安全衛生法違反被疑事件の主な内容は、「報告」(労働災害の発生に際し、その発生事実を隠蔽するため故意に労働者死傷病報告を労働基準監督署に提出しないもの及び虚偽の内容を記載して提出するもの。いわゆる「労災かくし」)8件、「機械・設備等による危険の防止」7件、「掘削等による危険」6件となっている。

表1 年別・法条文別送検件数

		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
労働基準法	解雇 (20条)	2	1	3	0	0
	賃金不払 (24条・最賃法4条)	14	5	10	10	16
	労働時間等 (32,34,35条)	0	1	1	2	0
	割増賃金 (37条)	1	1	2	2	1
	その他	4	9	3	3	2
賃金の支払の確保 等に関する法律		0	0	0	3	0
小 計		21	17	19	20	19
労働安全衛生法	機械等による危険 (20条)	9	9	6	7	7
	掘削等による危険 (21条)	5	10	6	3	6
	注文者の措置 (31条)	0	2	1	1	1
	就業制限 (61条)	3	1	0	2	0
	報告 (100条)	14	6	7	9	8
	上記以外	3	2	1	3	6
	小 計	34	30	21	25	28
合 計	55	47	40	45	47	



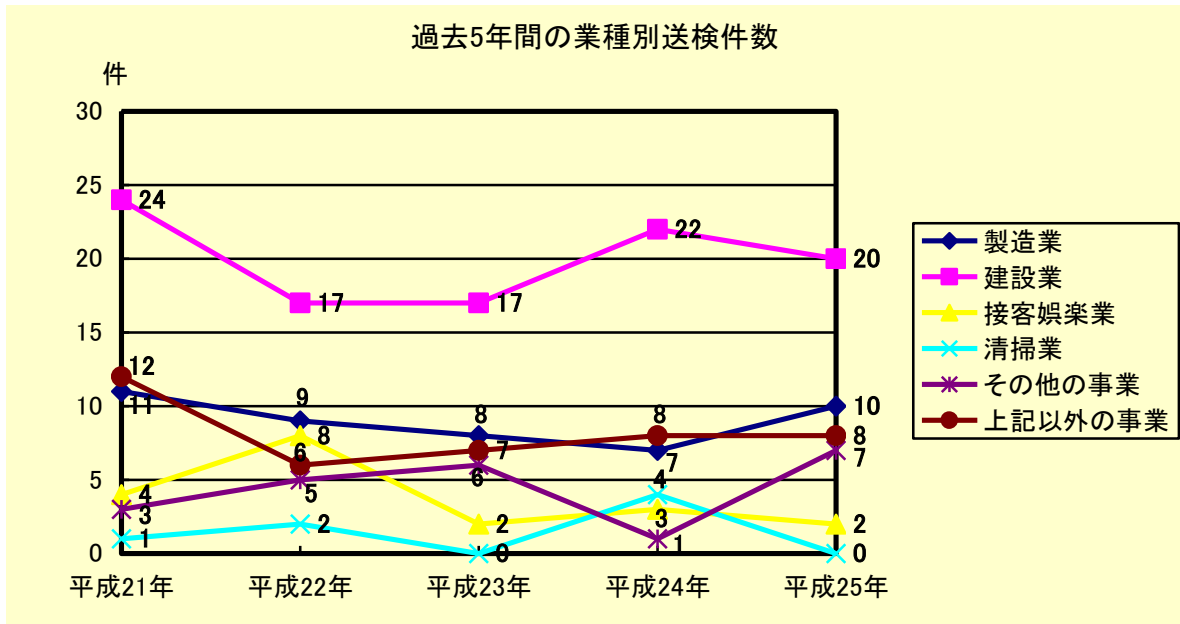
(3) 業種別件数【表2参照】

業種別では、建設業 20 件、製造業 10 件、その他の事業 7 件、接客娯楽業 2 件となっている。

ちなみに、建設業においては、労働基準法等違反被疑事件 2 件、労働安全衛生法違反被疑事件 18 件（うち 6 件は労災かくし）となっている。

表2 業種別送検件数

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
製造業	11	9	8	7	10
建設業	24	17	17	22	20
接客娯楽業	4	8	2	3	2
清掃業	1	2	0	4	0
その他の事業	3	5	6	1	7
上記以外	12	6	7	8	8
合計	55	47	40	45	47



(4) 端緒別件数【表3参照】

捜査に着手する端緒は、労働基準法等違反被疑事件については、19件のうち7件(36.8%)が告訴・告発である。

労働安全衛生法違反被疑事件では、28件のうち20件(71.4%)が死亡等重篤な労働災害を端緒としている。

表3 端緒別件数

	平成21年			平成22年			平成23年			平成24年			平成25年		
	労基	安衛	合計	労基	安衛	合計	労基	安衛	合計	労基	安衛	合計	労基	安衛	合計
告訴・告発	12	0	12	15	1	16	14	1	15	6	0	6	7	0	7
上記以外	9	34	43	2	29	31	5	20	25	14	25	39	12	28	40
（うち重大な労働災害）	(0)	(17)	(17)	(0)	(20)	(20)	(0)	(13)	(13)	(0)	(12)	(12)	(1)	(20)	(21)
総計	21	34	55	17	30	47	19	21	40	20	25	45	19	28	47

(5) 強制捜査件数【表4参照】

労働基準監督機関の捜査においても、証拠隠滅等のおそれがある場合には、裁判所に令状を請求し、令状に基づき、搜索、差押等の強制捜査を実施している。

平成25年に送検した事案のうち、強制捜査を実施した件数は1件(2.1%)であった。

表4 強制捜査件数

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
送検件数	55	47	40	45	47
強制捜査(捜索、 差押等)件数	4 (7.3%)	1 (2.1%)	3 (7.5%)	2 (4.4%)	1 (2.1%)

2 今後の方針

労働基準監督機関の使命は、労働基準関係法令の履行確保を図ることにあることから、法違反を是正せず、地域の遵法状況に悪影響を与えるおそれのある事案、法違反を原因として死亡災害等の重篤な労働災害を発生させた事案、及び違法な長時間労働により労働者に健康障害を発生させた事業場であって、労働時間の記録を隠ぺいしたり、改ざんするといった悪質な事案については、引続き司法処分を含めて厳正に対処する。

また、労災かくし事案が依然として少なからず発生しているが、労災かくしは、被災労働者の災害補償に支障を及ぼすだけでなく、事業場において同種災害の再発防止対策が適切に講じられないなど労働災害防止対策の推進に支障をきたすおそれがあることから、今後も積極的に送検する。

平成 25 年 送検事例

事例 1 労災かくし

神奈川県内の工事現場で負傷し 4 日以上休業した労働者について、遅滞なく労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署長に提出しなかったもので立件したもの。

災害発生から 1 年 2 か月経過後、上記労働者が労災保険の障害補償給付を請求する段階になって、自社の資材置場で負傷した旨の（虚偽の内容を記載した）労働者死傷病報告書が提出されたので、調査したところ労災かくしが発覚した。

事例 2 危害防止基準違反

神奈川県内で鉄鋼業を営む事業者が、工場敷地内を移動する労働者が安全に使用できる通路を設けていなかったもので立件したもの。

その結果、工場敷地内を歩行中の労働者が、トラクターショベルに轢かれて死亡した。

事例 3 作業主任者未選任

神奈川県内の 3 階建ての木造住宅新築工事現場において、木造建築物の組立て等作業主任者を選任しなければならないのに、これを選任しなかったもので立件したもの。

その結果、一人で屋根作業をしていた労働者が墜落し、受傷半年後に死亡した。

事例 4 賃金不払

神奈川県内で広告・あっせん業を営む使用者が、事業計画の見通しの甘さから資金繰りに窮して賃金不払を発生させ、同社の労働者 37 名に対する 4 か月分賃金総額約 1,700 万円の不払について立件したもの。